



記入例

現況届では、「保育を必要とする理由を確認するための書類」「世帯状況を確認するための書類」等の添付が必要です。**必ず、現況届裏面で詳細を確認してください。**

〒880-xxxx

- 令和6年6月1日以降に発行した書類を、保育の手続きに関連して、市役所保育幼稚園課または各総合支所地域市民福祉課にすでに提出済みの場合、そのコピーを添付していただいても構いません。
- 「育児休業」で認定を受ける場合に通常必要な「育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書」は、すでに市に提出している場合、現況届のために再度ご準備いただく必要はありません。「育児休業・育児休暇取得証明書」のみ添付してください。
- ★現況届ご提出のタイミングで、「保育を必要とする理由」が変更となる場合は、変更後の「保育を必要とする理由を確認するための書類」と、「認定変更申請書」およびその他現況届一式をご提出ください。「認定変更申請書」については、宮崎市ホームページにてダウンロードできますので、2ページの右上QRコードよりご確認ください。

(企業主導型保育施設)

令和6年度 子どものための教育・保育給付認定現況届

※太線の枠内で該当する箇所は全て記入してください。

| | | | | | | |
|----------------------------------|--|-----|---|---------------|--------------|---|
| 〒880-xxxx | | | | 宛名コード | 99999999 | |
| 現住所 | | | | 電話番号 | 優先順位 | |
| | 父 | | | 090-xxxx-xxxx | 2 | |
| | | | | xxxx-xxxx | 1 | |
| R6.1.1 現在居住の市町村 | 父 | 延岡市 | 母 | 宮崎市 | 0982-00-0000 | 4 |
| R7.1.1 現在居住の市町村 | 父 | 延岡市 | 母 | 宮崎市 | 00-0000 | 3 |
| 保護者 | 同意事項を確認の上、必ず署名してください。 署名がない場合受付できません。 | | | 認定区分 | 2号認定 | |
| 保護者署名 ※ご署名がない場合 受け付けできません。 | 署名 <u>宮崎 太郎</u> | | | 保育必要量 | 標準時間 | |

現在の認定区分はこちらでご確認ください。

同意事項を確認の上、必ず署名してください。
署名がない場合受付できません。

以下の同意事項に同意の上、子ども・子育て支援法第22条の規定により、関係書類を添えて現況を届け出ます。

同意事項について、必ずご一読ください。

4. 子ども・子育て支援法第16条の規定により、提出された書類について、内容の調査・確認をする場合があります。
5. 届出内容に事実との相違がある場合や必要な書類等の提出がない場合は、認定を取り消す場合があります。

| | | | | |
|----------------|---------|------------------|--|---|
| フリガナ 対象児童氏名 | 保護者との続柄 | 生年月日 | 主に利用している施設名を 記入してください。 | 利用施設名 |
| ミヤザキ イチロウ | 子 | 令和2年11月21日 | 〇〇株式会社 | 〇〇子ども園 |
| 宮崎 一郎 | | 令和7年4月1日現在 年齢 | | |
| フリガナ 世帯員氏名 | 児童との続柄 | 生年月日 | 勤務先・学校名等 | 勤務先名・学校名等は、令和6年9月1日 時点での内容を記入してください。 |
| ミヤザキ タロウ | 父 | S (H)・R | 〇〇株式会社 | (延岡市xx町22-2) |
| 宮崎 太郎 | | 6年 1月23日 | | |
| ミヤザキ ハナコ | 母 | S (H)・R | △△スーパ | 別居の場合は住所を記入してください。 |
| 宮崎 花子 | | 7年 11月 4日 | | |
| ミヤザキ サクラ | 妹 | S・H (R) | 〇〇子ども園 | 同居・別居 |
| 宮崎 桜 | | 2年 11月 11日 | | |
| ミヤザキ ウメ | 祖母 | S (H)・R | 同居の祖父母を含む、家族全員を記入してください。 ※住民票上で世帯分離していても、実態として、同一の住所で 一緒に暮らしている場合は、「同居」としてお考えください。 | |
| 宮崎 梅 | | 35年 9月 | | |

主に利用している施設名を
記入してください。

〇〇子ども園

勤務先名・学校名等は、令和6年9月1日
時点での内容を記入してください。

別居の場合は住所を記入してください。

同居の祖父母を含む、家族全員を記入してください。
※住民票上で世帯分離していても、実態として、同一の住所で
一緒に暮らしている場合は、「同居」としてお考えください。